

遠野市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給要綱概要

1 概要

ひとり親家庭の親が、経済的自立に効果的な資格を取得するため、養成機関で就業する場合に、高等職業訓練促進給付金等を支給します。

2 対象になる人

- ◆児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準の人
- ◆養成機関において2年以上修業し、資格の取得が見込まれる人
- ◆就業または育児と修業の両立が困難であると認められる人
- ◆過去に訓練促進給付金等を受給したことのない人

3 支給の対象になる資格

看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他市長が指定する資格

4 支給額

- ◆高等職業訓練促進給付金
非課税世帯 月額 100,000 円・課税世帯 月額 70,500 円
- ◆高等職業訓練修了支援給付金
非課税世帯 50,000 円・課税世帯 25,000 円

5 支給期間

就業期間(上限 36 月)

6 支給方法

申請のあった日の属する月以降、月単位に支給します。ただし、支給すべき事由が消滅した場合には、その日の属する月までとします。

7 申請に必要な書類

- ◆母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給申請書
- ◆戸籍謄本(母または父と児童のもの)
- ◆児童扶養手当証書の写しか、母または父の所得証明書
- ◆養成機関における在籍証明書
- ◆養成機関における単位取得証明書(修了児)

問合せ先

遠野市子育て総合支援センター子育て総合支援課

☎ 0198-62-2111(代表)